

文部科学省説明資料

平成29年4月5日

規制改革推進会議 第13回投資等ワーキング・グループ

高等学校における遠隔教育の導入

1. 遠隔教育の導入

平成27年4月より、高等学校の全日制・定時制課程における遠隔教育()を正規の授業として制度化()学校から離れた空間へ、インターネット等のメディアを利用して、リアルタイムで授業配信を行うとともに、質疑応答等の双方向のやりとりを行うことが可能な同時双方向型の授業



2. 具体的な要件について

74単位のうち、36単位を上限とすること(科目ごとに、一部、対面による授業を実施()すること)
()対面による授業の単位時間数は、2単位の科目の場合、70単位時間の授業時数のうち、1単位時間(国語)～10単位時間(体育)の範囲

配信側の教員は担当教科の免許保持者であり、かつ受信側の高等学校に属する教員であること
評価については、配信側の教員が実施すること
受信側にも高等学校の教員が立ち会うこと 等

3. 効果的な遠隔授業を行うための配慮事項(通知にて周知)

- ・授業中、教員と生徒が、互いに映像・音声等によるやりとりを行うこと。
- ・生徒の教員に対する質問の機会を確保すること。
- ・画面では黒板の文字が見づらい等の状況が予想される場合には、あらかじめ生徒にプリント教材等を準備するなどの工夫をすること。
- ・メディアを利用して行う授業の受信側の教室等に、必要に応じ、システムの管理・運営を行う補助員を配置すること。

高等学校における遠隔教育の実施状況

遠隔教育の普及促進のための実証研究

多様な学習を支援する高等学校の推進事業（平成29年度予算額 67,945千円の内数）

高等学校の生徒の能力、適性、興味・関心、進路希望等が多様化する中で、より一層多様かつ高度な教育機会の確保が必要となっていることを踏まえ、効果的な遠隔教育の実施に向けた実証研究に必要な予算を措置。

（遠隔教育制度が導入された平成27年度より実施。現在、全国7都道府県において実証研究を実施中。）

遠隔教育の導入状況

遠隔教育を実施している高等学校数(平成28年度) **24校(公立23校、私立1校)**

経済・財政再生計画改革工程表における目標値:平成30年度42校、平成32年度70校

遠隔教育により実施している単位数

1単位 ~ 5単位 6校

6単位 ~ 10単位 17校

11単位 ~ 15単位 1校

16単位 ~ 20単位 0校

21単位 ~ 0校

遠隔教育により実施されている教科・科目は、国語、数学、英語、理科、社会等の必修科目を中心に、音楽や体育等の実技科目についても実施されているが、**数科目程度の導入に留まっている。**

対面による授業の実施状況

実証研究を実施している先導的な高等学校においても、2単位の科目に修得に必要な70単位時間の授業時数うち、**遠隔教育による授業は20時間単位未満で、残りの50単位時間以上は直接対面により授業が実施**されている。

対面授業の在り方の研究

平成29年度より、文部科学省において、遠隔教育を導入する高等学校を指定し、対面により行う授業時数を緩和した単位認定の在り方及び指導方法についての研究を新たに実施。

【参考】対面による授業の時間数等

高等学校通信制課程における面接指導の回数

高等学校通信教育課程における各教科・科目の面接指導の単位時間(1単位時間は、50分として計算するものとする。)数の標準は、1単位につき以下の表のとおり。

各教科・科目	面接指導(単位時間)
国語、地理歴史、公民及び数学に属する科目	1
理科に属する科目	4
保健体育に属する科目のうち「体育」	5
保健体育に属する科目のうち「保健」	1
芸術及び外国語に属する科目	4
家庭及び情報に属する科目並びに専門教科・科目	各教科・科目の必要に応じて2～8

1年次の遠隔教育による履修モデル(12単位分(3年間で最大の36単位を遠隔教育により履修する想定))

国語、数学については学期中に1回ないしは2回、理科、体育については最大で月に1回程度の対面授業を行うことで足りる。

科目	単位数	対面授業の単位時間数() (括弧内は総授業時数)
国語総合	4単位	2～4(140)
数学	4単位	2～4(140)
科学と人間生活	2単位	4～8(70)
体育	2単位	4～10(70)
合計	12単位	12～26(420)

()通信制課程の面接指導時間数を標準としつつ、生徒の学習成果を報告課題等により継続的に把握する等、対面による授業と同等以上に生徒の学習効果を高めるとともに、学習内容の定着状況を把握するための措置等を講じる場合にあっては、10分の6以内の時間数を免除することができる。

【関係条文】

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

第五十条 高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

第五十一条 高等学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。
- 二 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること。
- 三 個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと。

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）

第八十八条の三 高等学校は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

高等学校学習指導要領（平成二十一年文部省告示第三十四号）

第一章 総則

第5款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項

1 選択履修の趣旨を生かした適切な教育課程編成

教育課程の編成に当たっては、生徒の特性、進路等に応じた適切な各教科・科目の履修ができるようにし、このため、多様な各教科・科目を設け生徒が自由に選択履修することのできるよう配慮するものとする。また、教育課程の類型を設け、そのいずれかの類型を選択して履修させる場合においても、その類型において履修させることになっている各教科・科目以外の各教科・科目を履修させたり、生徒が自由に選択履修することのできる各教科・科目を設けたりするものとする。

(参考) 第5回投資等ワーキング・グループ(平成28年11月29日)における発言

高橋委員 つまり、文科省の前提としては、教員が同席していることが条件になっているだろうと。そこがネックになっているのではないのでしょうかという御質問です。

新経済連盟 通学制というのを前提としていて、教師が対面で全人格的な教育をするという発想が大前提としてある中で、遠隔というのを通信制とは違う中でやる条件として、いろいろ今の条件がつけられてしまっていると推察しています。

長崎県教育庁 あと私の方から、授業の話です。多分、言葉だと逆に聞こえると思うのですが、「個別の指導において専門的な学習ができないという問題」が発生します。逆に聞こえますよね。これは何かというと、教えている側、遠隔の向こうにいる教師は、専門性は高いのです。ところが、受けてくる側の学校の先生のレベルが低いとなると、個別学習が弱くなります。授業だけで全てが成り立っているわけではなくて、授業時間のほかにその生徒と話をしたり、放課後やったりとかいう問題がありますので、専門性の高い人が向こうに行ってしまうと、手前が薄くなります。この問題があるので、これをどうするかという問題を先に解決せずに、遠隔であればいいのだというのはちょっと違うのではないかという考えがどうしてもございます。そういう意味もあって、本来は教員の質を上げるべきなのに、そうではなくて遠隔でただ単に解決するのはちょっと違うのではないか。しかし、新しい授業、新しい教育に関しては、当然それは今までの授業にはないことですから、喜んで取り入れております。

森下委員 それに絡んでなのですけれども、医者などは僻地とか離島はもともと足りないではないですか。教員に関してはどうなのですか。これはなり手がなくて困っているのか、それともある程度、ローテーションを県の教育委員会でもされるではないですか。そういう意味では、先生自体は今のところ足りているのか。その現状はどんな感じなのですか。

長崎県教育庁 教員の数は定数で定まっていますので、生徒の数が何人いればどうだと定まっていますので、その部分は足りているのです。ただ、問題はそこではなくて、離島に行った先生は、例えば離島で英語の教員で若くして行きましたというときに、一生懸命教えているのですが、上手くならないのです。それは怒ってくれる先生がいらないからです。先生を教える先生は実際に必要で、若い先生を見てくれる人がいないと育たないのです。自己満足で終わってしまうのです。その部分も解決しなければいけないので、遠隔授業で授業を見せようという授業の遠隔の活用というのは、実際に長崎でも行っています。

長崎県教育庁 離島の高校で距離が伸びてしまうなど多々あるのですが、その時に遠隔だから残すという発想は地元にはない。むしろ様々な授業や学科を作って外から人を呼び込んで学校を存続させようという行動にでます。……遠隔だからあるということだけでなく、地元の活性化は別に発生しているという風に思っています。それだとして、音楽の先生が小さい学校には置けませんよね、技術の先生置けませんよねというところを遠隔でカバーをしながらもちゃんと回っていくという形が理想だと思います。

特別免許状

教員免許状を持っていないが優れた知識経験等を有する社会人等を教員として迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や、その活性化を図るため、授与権者（都道府県教育委員会）の行う教育職員検定により学校種及び教科ごとに授与する「教諭」の免許状（昭和63年に創設）。

担当可能する教科等

- ・小学校、中学校、高等学校における全教科（平成10年に対象教科を拡大、平成28年に小学校外国語を追加）
- ・特別支援学校における自立教科（理療、理学療法、理容 等）・自立活動（視覚障害教育、肢体不自由教育 等）

【件数の推移】

年度	件数	年度	件数	年度	件数	年度	件数
平成元年度	14	平成8年度	1	平成15年度	47	平成22年度	45
平成2年度	2	平成9年度	5	平成16年度	49	平成23年度	39
平成3年度	2	平成10年度	1	平成17年度	35	平成24年度	52
平成4年度	3	平成11年度	0	平成18年度	37	平成25年度	59
平成5年度	2	平成12年度	1	平成19年度	69	平成26年度	92
平成6年度	12	平成13年度	4	平成20年度	56	平成27年度	215
平成7年度	0	平成14年度	6	平成21年度	67	-	-

【内訳（平成27年度）】主なもの

教科	件数	授与者の主な職歴
外国語(英語)	95件	ALT、外国人講師、通訳、大学教員
看護	35件	看護師、保健師、養護教諭
理科	12件	企業研究職、研究所研究員、大学講師、外国人講師
数学	11件	外国人講師、保険数理士、大学講師
工業	11件	製造業、建設業、技術職(地下埋設物)、一級建築士
自立活動	10件	看護師、作業療法士、病棟等での言語指導等業務
公民	5件	外国人講師、市民講師
社会	4件	外国人講師、市民講師
保健体育	4件	国体入賞者
水産	4件	船舶員、実習助手、無線技術士
情報	3件	システムエンジニア、外国人講師

特別免許状とは、教員免許状を持っていないが優れた知識経験等を有する社会人等を教員として迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や、その活性化を図るため、都道府県教育委員会が授与する免許状。授与に係る審査基準は、都道府県教育委員会毎に定められている。

全国で年間50件程度の授与しかされておらず、制度の利用が進んでいないため、特別免許状の授与の円滑化に向け、文部科学省から各都道府県教育委員会に対し、特別免許状の授与に係る指針を示す。

運用改善



1. 教員としての資質の確認

(1) 教科に関する専門的な知識経験又は技能(又は のいずれかに該当すること)。

学校(学校教育法第1条に規定する学校)又は在外教育施設等において教科に関する授業に携わった経験

【最低1学期間以上にわたる概ね計600時間以上】

又は

教科に関する専門分野に関する勤務経験等(企業、外国にある教育施設等におけるもの)

【概ね3年以上】

(例)・企業等における英語等による勤務経験
・教科と関連する専門分野の資格を活用した職業経験
・外国にある教育施設における勤務経験
・大学における助教、助手、講師経験 等

(2) 社会的信望、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見(推薦状や志願理由書により確認)

2. 学校教育の効果的実施の確認

任命者又は雇用者による推薦状において、授与候補者の配置により学校教育が効果的に実施されることを確認する。

3. 第三者の評価を通じた資質の確認

学識経験者の面接により、授与候補者の教員としての資質を確認する。

4. 付加的観点

1. の要件を十分に満たさない場合についても、以下の観点を考慮し、特別免許状の授与を行うことも妥当。

外国の教員資格の保有 修士号、博士号等の学位の保有 各種競技会等における成績
大学における教職科目の履修 模擬授業の実施による評価

特別非常勤講師

教員免許状を有しない地域の人材や多様な専門分野の社会人を、任命・雇用しようとする者の届出により非常勤講師として登用し、教科の領域の一部を担当させることができる制度（昭和63年に創設）。

担当可能する教科等

- ・小学校、中学校、高等学校、特別支援学校（幼稚部を除く）における全教科、外国語活動、道徳、総合的な学習の時間、自立活動の領域の一部
- ・小学校、特別支援学校（小学部、中学部）のクラブ活動

登用手続き

任命・雇用しようとする者から授与権者（都道府県教育委員会）への届出（平成10年に許可制から届出制に変更）

届出件数

平成27年度：20,301件

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
19,370件	19,358件	19,539件	20,061件	20,301件

（うち英語2,547件、情報259件）

主な経歴：英語：ネイティブスピーカー、ALT、英語有資格者、英会話講師、大学講師、塾講師、通訳、翻訳家 等
情報：システムエンジニア、IT関係会社員、Webデザイナー、パソコンインストラクター、広告業 等